

○厚木愛甲環境施設組合公有地評価委員会

規程

(平成25年2月28日
訓令第2号)

(設置)

第1条 厚木愛甲環境施設組合(以下「組合」という。)が事業用地の取得及び処分に係る取得価格及び処分価格の公正化を図るため、厚木愛甲環境施設組合公有地評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、厚木愛甲環境施設組合公有地調整会議で事前に評価され、報告のあった次に掲げる事項について審議する。

- (1) 組合が取得し、又は処分しようとする土地評価に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、組合の副管理者のうち、厚木市の副市長を、副委員長は、愛川町の副町長及び清川村の副村長をもって充てる。
- 3 委員は、厚木市及び愛川町の環境担当の部長並びに清川村の環境担当の課長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、議事を進行する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があったときは、その職務を代理する。

(委員会の開催及び議事の決定)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、正副委員長を含む全委員の4分の3以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事の決定は、委員長以外の出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことが

できる。

(評価等の処理)

第6条 評価等が終了したときは、委員長は報告書を作成し、管理者に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、組合事務局が処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。